

# 障害者政策委員会 第4小委員会（第1回）

## 資料一覧

資料1	現行障害者基本計画 ※別冊（第4～6小委員会共通）	
資料2	障害者基本計画の推進状況（平成22年度）（抜粋）・・・	1
資料3	障害者基本計画に基づく「重点実施5か年計画」の 進ちよく状況（平成22年度）（抜粋）・・・・・・・・	3 3
資料4	小委員会で議論すべき論点（案）・・・・・・・・	4 3
資料5	論点案に関する委員意見・・・・・・・・	4 5
資料6	論点①に関する厚生労働省資料・・・・・・・・	6 5
資料7	論点①に関する委員意見・・・・・・・・	8 9
参考資料1	第4小委員会構成員名簿・・・・・・・・	1 0 5
参考資料2	障害者基本法（抜粋）・・・・・・・・	1 0 7
参考	障害者政策委員会の年内の予定・・・・・・・・	1 0 9

# 障害者基本計画の推進状況（抜粋）

～平成22年度～

- ※ 障害者基本法
- 第14条（医療、介護等）
- 第17条（療育）
- 第23条（相談等）
- 関連

分野別施策		関係省庁	推進状況																												
2 生活支援																															
①利用者本位の生活支援体制の整備																															
ア 身近な相談支援体制の構築	<p>8 身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して、総合的な運営を図る。</p> <p>9 利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図る。特に、都道府県レベルにおいて、各サービス提供事業者に関する情報のデータベース化とこれにアクセスするためのネットワーク体制の構築を図る。</p> <p>10 家族と暮らす障害者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障害児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 地域の関係者によるネットワークを構築し障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図るため、市町村に地域自立支援協議会を設置。</p> <p>○ 障害のある人の地域移行や一般住宅への入居を推進するために居住サポート事業を実施。</p> <p>○ 都道府県・指定都市において、平成15年度から「障害者ケアマネジメント体制支援事業」による「障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置や、「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施を通じ、管内市町村におけるケアマネジメント体制の整備を実施。(平成17年度まで) 平成18年度からは、都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行い、市町村において「地域自立支援協議会」を設置することとして、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。</p> <p>○ 障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、相談支援事業を実施。(平成18年度から)</p> <p>○ 身体障害者の相談支援を行う市町村障害者生活支援事業(市町村事業)、知的障害者及び障害児の相談支援を行う障害児(者)地域療育等支援事業(都道府県事業)を実施。(平成17年度まで)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村障害者生活支援事業</td> <td>374か所</td> <td>413か所</td> <td>422か所</td> </tr> <tr> <td>障害児(者)地域療育等支援事業</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。(平成15年度～18年9月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域数</td> <td>62市町村</td> <td>74市町村</td> <td>110市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構において、福祉保健医療ならびに介護保険、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等における関連情報を提供するために、情報ネットワークシステム『WAM NET』(ワムネット)を構築し、情報化推進のための情報基盤として運用。</p> <p>○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施。(平成18年9月まで)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成18年10月から在宅の障害児(者)及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所	障害児(者)地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	地域数	62市町村	74市町村	110市町村		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	事業数	536か所	578か所	656か所
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																												
市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所																												
障害児(者)地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																												
地域数	62市町村	74市町村	110市町村																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																												
事業数	536か所	578か所	656か所																												

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																																		
11	障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近に対応できるようにするため、相談員の養成・研修を行うとともに、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員等に対して研修を実施。</li> <li>○ 身体障害者相談員による相談の実施。</li> <li>○ 知的障害者相談員による相談の実施。</li> <li>○ 精神保健福祉相談員資格取得講習会の実施。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>1県1市</td> <td>1県1市</td> <td>1県2市</td> <td>実施なし</td> <td>実施なし</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2市</td> <td>実施なし</td> <td>1市</td> <td>1市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			2市	実施なし	1市	1市																																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																
実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																	
	2市	実施なし	1市	1市																																																																	
12	24時間体制の電話相談等を普及させるとともに、インターネットを利用した相談体制の実施も検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神保健福祉センターや保健所において心の健康問題について電話相談に応じている他、医師、保健師等を対象とした専門研修（思春期精神保健、PTSD）を実施。</li> <li>○ 障害者からの電話相談に応じる「障害者110番」を全ての都道府県・指定都市において実施（平成18年9月まで）。</li> <li>○ 自殺防止対策事業の中で、精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々に対し、「いのちの電話」において、月に1回、フリーダイヤルでの電話相談を24時間体制で実施。</li> </ul>																																																																		
13	難病患者及びその家族の療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各関係機関との連携のもと保健所を中心に、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。</li> </ul>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				47か所	47か所	47か所																																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																
箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																		
	47か所	47か所	47か所																																																																		
14	児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関と、地方公共団体が実施する生活支援方策について、都道府県、障害保健福祉圏域及び市町村の各レベルでのネットワーク化を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所では、連絡会議や事例検討会を通じて様々な分野の機関と連携を図るとともに、各機関と連携。また、障害児に対する相談を実施。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>159,787件</td> <td>157,326件</td> <td>163,597件</td> <td>194,166件</td> <td>177,298件</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>181,096件</td> <td>187,098件</td> <td>178,399件 ※</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。</li> <li>○ 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成14年度)</th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉相談等</td> <td>1,518,422件</td> <td>1,451,530件</td> <td>1,362,809件</td> <td>1,314,101件</td> <td>1,198,403件</td> <td>1,154,405件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,143,919件</td> <td>1,136,133件</td> <td>1,154,935件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健訪問指導</td> <td>206,984件</td> <td>198,798件</td> <td>185,299件</td> <td>177,367件</td> <td>164,767件</td> <td>157,220件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>157,773件</td> <td>146,261件</td> <td>145,196件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	相談受付件数	159,787件	157,326件	163,597件	194,166件	177,298件		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				181,096件	187,098件	178,399件 ※				(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,154,405件		1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件				精神保健訪問指導	206,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件		157,773件	146,261件	145,196件			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																
相談受付件数	159,787件	157,326件	163,597件	194,166件	177,298件																																																																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																		
	181,096件	187,098件	178,399件 ※																																																																		
	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																															
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																		
精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,154,405件																																																															
	1,143,919件	1,136,133件	1,154,935件																																																																		
精神保健訪問指導	206,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件																																																															
	157,773件	146,261件	145,196件																																																																		

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																										
イ 権利擁護の推進	15 障害者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する地域福祉権利擁護事業、成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図る。	法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法務省のホームページに成年後見制度等についてのQ&amp;Aのコーナーを設けて成年後見制度等を周知。</li> <li>○ 日本司法支援センターのホームページに成年後見に関するFAQ（よくある質問と回答）を掲載して成年後見制度等を紹介。</li> <li>○ 成年後見登記制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。（平成16年度～）</li> <li>○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送ることを支援するための「日常生活自立支援事業」（「地域福祉権利擁護事業」から平成19年度に名称変更）を福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会を中心に実施。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業に関する相談件数</td> <td>23万件</td> <td>30万件</td> <td>40万件</td> <td>53万件</td> <td>70万件</td> </tr> <tr> <td>事業の利用契約締結数</td> <td>88万件</td> <td>102万件</td> <td>116万件</td> <td>7,600件</td> <td>8,500件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,300名</td> <td>6,500名</td> <td>7,200名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業の実利用者数</td> <td>9,100名</td> <td>9,400名</td> <td>10,300名</td> <td>21,904名</td> <td>25,522件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11,198名</td> <td>14,720名</td> <td>18,385名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>29,212名</td> <td>31,968名</td> <td>35,059名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業の実施。</li> <li>○ 平成18年度から精神障害者の成年後見制度利用支援事業を実施。</li> </ul>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業に関する相談件数	23万件	30万件	40万件	53万件	70万件	事業の利用契約締結数	88万件	102万件	116万件	7,600件	8,500件		6,300名	6,500名	7,200名			事業の実利用者数	9,100名	9,400名	10,300名	21,904名	25,522件		11,198名	14,720名	18,385名				29,212名	31,968名	35,059名		
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																							
	事業に関する相談件数	23万件	30万件	40万件	53万件	70万件																																							
事業の利用契約締結数	88万件	102万件	116万件	7,600件	8,500件																																								
	6,300名	6,500名	7,200名																																										
事業の実利用者数	9,100名	9,400名	10,300名	21,904名	25,522件																																								
	11,198名	14,720名	18,385名																																										
	29,212名	31,968名	35,059名																																										
16 障害者の権利侵害等に対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムを地域において導入していくことを促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送れることを支援するため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その方々の権利擁護に資することを目的とする日常生活自立支援事業を都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等において実施。</li> <li>○ 平成18年度から精神障害者を成年後見制度利用支援事業の対象に追加。</li> <li>○ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的として、障害者虐待防止対策支援事業を実施（平成22年度から）</li> <li>○ 各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施。（平成22年度から）</li> </ul>																																											
17 当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援することを検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年10月から、障害者相談支援事業に障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを位置づけた。</li> </ul>																																											

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																
<p>ウ 障害者団体や本人活動の支援</p>	<p>18 知的障害者本人や精神障害者本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化する。特に、様々なレベルの行政施策に当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による政策決定プロセスへの関与等を支援することを検討する。</p> <p>19 ボランティアを育成し、障害者がニーズに応じて派遣を受けられる体制の整備を検討する。</p> <p>20 障害者自身がボランティアとして活動できるよう支援する。</p>	<p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する労働政策審議会障害者雇用分科会において、「障害者を代表するもの」として、障害者団体より4名を委員として任命し、障害者の意見を反映。そのほか、研究会において、ある種別の障害者にとって特に大きく関連する制度検討を行うような場合、関係の深い種別の障害者代表などからのヒアリングを実施。</li> <li>○ 障害福祉サービスの新たな制度や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づく事項等を調査審議する社会保障審議会障害者部会において、障害当事者を委員に任命。</li> <li>○ 障害者（児）の地域生活の充実を図る方策を検討する「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」（平成16年度まで）及び精神保健福祉施策の課題に対応するため「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、障害当事者が委員、オブザーバーとして参加、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</li> <li>○ 発達障害者支援の課題を整理し、今後の対応の方向性を検討するための「発達障害者施策検討会」において、発達障害者団体に構成員、オブザーバーとして参加していただき、平成20年8月に報告書を取りまとめた。</li> <li>○ 精神保健医療福祉のあり方の具体像を提示することを目的とした「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において、障害当事者も構成員として参加、平成21年9月に報告書を取りまとめ。</li> <li>○ 障がい者制度改革推進会議の下に、障害のある方等を委員とする「総合福祉部会」を設置し、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた検討を行うこととした。（平成22年4月から）</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者に対してパソコンの使用方法を教える人材（パソコンボランティア）の養成を実施。（パソコンボランティアの養成は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1484 1113 2819 1260"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>29都道府県</td> <td>28都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>27都道府県</td> <td>26都道府県</td> <td>26都道府県</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者等が行うボランティア活動の支援等を行う「ボランティア活動支援事業」を実施。（ボランティア活動支援事業は、平成18年10月から市町村地域生活支援事業として実施。）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1484 1365 2819 1533"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>44都道府県・137市町村</td> <td>43都道府県・136市町村</td> <td>42都道府県・127市町村</td> <td>117市町村</td> <td>156市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>152市町村</td> <td>145市町村</td> <td>143市町村</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				27都道府県	26都道府県	26都道府県				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				152市町村	145市町村	143市町村		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																															
	27都道府県	26都道府県	26都道府県																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																															
	152市町村	145市町村	143市町村																																															
<p>② 在宅サービス等の充実 ア 在宅サービスの充実</p>	<p>21 ホームヘルプサービス等の在宅サービスを障害者がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実をめぐる。このため、既存事業者の活用とともに、新規事業者が参入しやすい仕組みとする。</p>	<p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</li> <li>○ 在宅サービス整備状況（一部、平成18年度より新サービス体系へ移行している。）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1484 1743 2374 1869"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>ホームヘルパー</td> <td>53,771人</td> <td>86,002人</td> <td>110,636人</td> <td>※平成18年度より 新サービス体系へ移行。</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	※平成18年度より 新サービス体系へ移行。																																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																														
ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	※平成18年度より 新サービス体系へ移行。																																														

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況						
			ショートステイ	5,828人	7,849人	8,994人	※平成18年度より新サービス体系へ移行。		
			デイサービス	1,806か所	2,162か所	2,506か所	※平成18年度より新サービス体系へ移行。		
			障害児通園事業 (児童デイサービス)	10,674人分	12,949人分	15,556人分	※平成18年度より新サービス体系へ移行。		
			グループホーム	23,949人分	27,956人分	34,085人分	※平成18年度より新サービス体系へ移行。		
			新サービス体系（障害者自立支援法）						
				(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	
			【訪問系】						
			・ 居宅介護等	3,164,123時間	3,247,505時間	3,257,973時間	3,659,552時間	3,944,576時間	
			【日中活動系等】						
			・ 生活介護	250,556人日	773,950人日	1,328,538人日	2,136,866人日	2,753,697人日	
			・ 自立訓練(機能訓練)	11,537人日	24,441人日	28,960人日	30,851人日	32,732人日	
			・ 自立訓練(生活訓練)	36,926人日	95,035人日	131,790人日	162,806人日	173,795人日	
			・ 就労移行支援	62,255人日	190,924人日	297,750人日	365,269人日	367,337人日	
			・ 就労継続支援A型	29,264人日	75,880人日	124,144人日	182,098人日	258,822人日	
			・ 就労継続支援B型	165,255人日	532,610人日	906,596人日	1,407,794人日	1,781,221人日	
			・ 児童デイサービス	202,111人日	222,165人日	237,553人日	292,921人日	348,581人日	
			・ 短期入所	151,961人日	163,950人日	180,242人日	198,769人日	210,460人日	
			・ 療養介護	2,006人	1,970人	2,032人	2,094人	2,123人	
			※各サービスの数値は、各年度の3月の月間の数値である。						
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			
			重症心身障害児(者)通園事業	212か所	231か所	245か所	263か所	276か所	
				276か所	286か所	296か所			
			福祉ホーム		3,890人分	4,172人分	4,567人分	※福祉ホームについては、平成18年度より一部、新サービスに移行	

分野別施策	関係省庁	推進状況																																										
イ 住居の確保	22 ホームヘルプサービスについては、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームヘルプサービス等の在宅サービスについて、新規事業者についても、NPO法人等多様な主体による事業の実施が可能。</li> <li>○ 介護等に関する知識及び技能を修得することを目的とした「居宅介護従業者等養成研修事業」の実施。</li> <li>○ 新障害者プランに基づき、精神障害者ホームヘルパーの養成研修を実施。（平成18年度まで）</li> <li>○ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を実施。</li> </ul>																																										
	23 豊かな地域生活のためには、日中の活動の場としてのデイサービスを身近な地域で利用できることが重要であり、デイサービスセンターに加え、学校の空き教室等を利用して、その充実を図る。	厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の実情等に応じて、デイサービスをより身近な地域で利用できるよう、学校の空き教室をデイサービスセンター等へ転用することが可能。（平成18年9月まで）</li> <li>○ 障害者自立支援法の施行に伴い、学校の空き教室等、既存の社会資源を効果的に活用できるよう、直接サービス提供に係らない設備（事務室等）は、必置規制を課さないとする等基準を緩和。</li> </ul>																																										
	24 重症心身障害児（者）通園事業については、充実を図る。	厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る「重症心身障害児（者）通園事業」を実施。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1596 932 2712 1079"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>212か所</td> <td>231か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>276か所</td> <td>286か所</td> <td>296箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	212か所	231か所	245か所	263か所	276か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				276か所	286か所	296箇所																				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																							
箇所数	212か所	231か所	245か所	263か所	276か所																																							
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																									
	276か所	286か所	296箇所																																									
25 障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に努める。	厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉計画に基づき、グループホーム及び福祉ホーム等を計画的に整備。（平成18年度より新サービス体系に移行している。）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1501 1234 2415 1415"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者福祉ホーム</td> <td>798人分</td> <td>791人分</td> <td>866人分</td> <td>※平成18年度より、</td> </tr> <tr> <td>精神障害者福祉ホーム</td> <td>3,092人分</td> <td>3,381人分</td> <td>3,701人分</td> <td>新サービス体系へ</td> </tr> <tr> <td>知的障害者グループホーム</td> <td>17,578人分</td> <td>20,697人分</td> <td>25,592人分</td> <td>移行</td> </tr> <tr> <td>精神障害者グループホーム</td> <td>6,371人分</td> <td>7,259人分</td> <td>8,493人分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>新サービス体系（障害者自立支援法）</p> <table border="1" data-bbox="1501 1499 2356 1566"> <thead> <tr> <th>【居住系】</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・共同生活援助</td> <td>37,499人</td> <td>42,027人</td> <td>48,394人</td> <td>55,983人</td> <td>63,323人</td> </tr> <tr> <td>共同生活介護</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（各サービスの数値は各年度の3月の月間の数値）</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	身体障害者福祉ホーム	798人分	791人分	866人分	※平成18年度より、	精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分	新サービス体系へ	知的障害者グループホーム	17,578人分	20,697人分	25,592人分	移行	精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分		【居住系】	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	・共同生活援助	37,499人	42,027人	48,394人	55,983人	63,323人	共同生活介護					
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																								
身体障害者福祉ホーム	798人分	791人分	866人分	※平成18年度より、																																								
精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分	新サービス体系へ																																								
知的障害者グループホーム	17,578人分	20,697人分	25,592人分	移行																																								
精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分																																									
【居住系】	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																							
・共同生活援助	37,499人	42,027人	48,394人	55,983人	63,323人																																							
共同生活介護																																												

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																																														
ウ 自立及び社会参加の促進	26 地域での自立生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、当事者による相談活動等の推進を図る。特に、当事者による相談活動は、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、更なる拡充を図る。	厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を総合的に行う障害者相談支援事業を実施。</li> <li>○ 社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進支援事業」（平成15年度～平成19年度）、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（平成20年度～）を実施。</li> <li>○ 都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。（平成18年10月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都道府県                   <ul style="list-style-type: none"> <li>（平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加促進事業として実施していた都道府県・政令都市数）</li> <li>（平成18年10月から：都道府県地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">(平成15年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成16年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成17年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成18年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字による即時情報ネットワーク事業</td> <td>52か所</td> <td>53か所</td> <td>54か所</td> <td>43か所</td> <td>43か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>42か所</td> <td>43か所</td> <td>43か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>字幕入り映像ライブリー事業</td> <td>59か所</td> <td>59か所</td> <td>59か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>46か所</td> <td>45か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点字・声の広報等発行事業</td> <td>55か所</td> <td>48か所</td> <td>51か所</td> <td>21か所</td> <td>22か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22か所</td> <td>22か所</td> <td>23か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定在宅介護事業者情報提供事業</td> <td>49か所</td> <td>39か所</td> <td>31か所</td> <td colspan="2">（平成18年9月まで）</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者派遣ネットワーク事業</td> <td>6か所</td> <td>6か所</td> <td>8か所</td> <td colspan="2">（平成18年9月まで）</td> </tr> <tr> <td>サービス提供者情報提供等事業（平成18年10月から）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>23か所</td> <td>24か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23か所</td> <td>22か所</td> <td>22か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">（指定在宅介護等事業者情報提供事業及び手話通訳者派遣ネットワーク事業は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業のサービス提供者情報提供等事業に変更。）</td> </tr> <tr> <td>社会資源活用情報等提供事業</td> <td>33か所</td> <td>36か所</td> <td>31か所</td> <td colspan="2">（平成18年9月まで）</td> </tr> <tr> <td>障害に関する正しい知識の普及啓発事業</td> <td>59か所</td> <td>58か所</td> <td>57か所</td> <td colspan="2">（平成18年9月まで）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">・市町村障害者支援事業</td> </tr> <tr> <td>ピアカウンセリング事業</td> <td>11か所</td> <td>13か所</td> <td>13か所</td> <td colspan="2">（平成18年9月まで）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 市町村事業（以下の数値は各事業の実施市町村数）           <ul style="list-style-type: none"> <li>（平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた市町村数）</li> <li>（平成18年10月から：市町村の地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する市町村数）</li> </ul> </li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">(平成15年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成16年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成17年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成18年度)</th> <th style="width: 10%;">(平成19年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・社会参加促進事業</td> <td>537か所</td> <td>637か所</td> <td>653か所</td> <td>956か所</td> <td>1,205か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,290か所</td> <td>1,161か所</td> <td>1,173か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			点字による即時情報ネットワーク事業	52か所	53か所	54か所	43か所	43か所		42か所	43か所	43か所			字幕入り映像ライブリー事業	59か所	59か所	59か所	45か所	47か所		47か所	46か所	45か所			点字・声の広報等発行事業	55か所	48か所	51か所	21か所	22か所		22か所	22か所	23か所			指定在宅介護事業者情報提供事業	49か所	39か所	31か所	（平成18年9月まで）		手話通訳者派遣ネットワーク事業	6か所	6か所	8か所	（平成18年9月まで）		サービス提供者情報提供等事業（平成18年10月から）				23か所	24か所		23か所	22か所	22か所			（指定在宅介護等事業者情報提供事業及び手話通訳者派遣ネットワーク事業は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業のサービス提供者情報提供等事業に変更。）						社会資源活用情報等提供事業	33か所	36か所	31か所	（平成18年9月まで）		障害に関する正しい知識の普及啓発事業	59か所	58か所	57か所	（平成18年9月まで）		・市町村障害者支援事業						ピアカウンセリング事業	11か所	13か所	13か所	（平成18年9月まで）			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			・社会参加促進事業	537か所	637か所	653か所	956か所	1,205か所		1,290か所	1,161か所	1,173か所		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																											
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																																																																													
点字による即時情報ネットワーク事業	52か所	53か所	54か所	43か所	43か所																																																																																																																											
	42か所	43か所	43か所																																																																																																																													
字幕入り映像ライブリー事業	59か所	59か所	59か所	45か所	47か所																																																																																																																											
	47か所	46か所	45か所																																																																																																																													
点字・声の広報等発行事業	55か所	48か所	51か所	21か所	22か所																																																																																																																											
	22か所	22か所	23か所																																																																																																																													
指定在宅介護事業者情報提供事業	49か所	39か所	31か所	（平成18年9月まで）																																																																																																																												
手話通訳者派遣ネットワーク事業	6か所	6か所	8か所	（平成18年9月まで）																																																																																																																												
サービス提供者情報提供等事業（平成18年10月から）				23か所	24か所																																																																																																																											
	23か所	22か所	22か所																																																																																																																													
（指定在宅介護等事業者情報提供事業及び手話通訳者派遣ネットワーク事業は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業のサービス提供者情報提供等事業に変更。）																																																																																																																																
社会資源活用情報等提供事業	33か所	36か所	31か所	（平成18年9月まで）																																																																																																																												
障害に関する正しい知識の普及啓発事業	59か所	58か所	57か所	（平成18年9月まで）																																																																																																																												
・市町村障害者支援事業																																																																																																																																
ピアカウンセリング事業	11か所	13か所	13か所	（平成18年9月まで）																																																																																																																												
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																											
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																																																																													
・社会参加促進事業	537か所	637か所	653か所	956か所	1,205か所																																																																																																																											
	1,290か所	1,161か所	1,173か所																																																																																																																													

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																				
	<p>27 障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスを充実する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>・精神障害者支援事業 ピアカウンセリング事業</td> <td>20か所</td> <td>16か所</td> <td>21か所</td> <td colspan="2">(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>・点字・声の広報等発行事業</td> <td>461か所 500か所</td> <td>478か所 505か所</td> <td>455か所 501か所</td> <td>422か所</td> <td>494か所</td> </tr> </table> <p>○ 高齢者の街中の移動を支援するためのユーザ搭乗型移動端末を開発・改良。赤外線レーザーセンサー、ステレオカメラによる走行環境の理解・障害物の認識により危険回避が可能に。</p> <p>○ 視覚障害者のためのユーザ携帯型移動端末として、大局的情報はAM電波で局所的情報は赤外線で送信し、ユーザは骨伝導を利用して情報を取得する端末を開発し、ナビゲーション実験を実施。</p> <p>○ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成18年度から「居宅介護事業」）</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンター及び国立光明寮において、視覚障害者に対する歩行訓練、点字訓練、日常生活訓練等を実施。</p> <p>○ 都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。（平成18年10月から地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）</p> <p>(1) 都道府県事業  （平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた都道府県・政令都市数）  （平成18年10月から：都道府県の実施する地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生活訓練事業</td> <td>60か所</td> <td>60か所</td> <td>61か所</td> <td colspan="2">(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>42か所</td> <td>43か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43か所</td> <td>43か所</td> <td>44か所</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(生活訓練事業は、平成18年10月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業(市町村事業)に変更。)</p> <table border="0"> <tr> <td>音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業</td> <td>56か所</td> <td>56か所</td> <td colspan="3">56か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害者発声訓練事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td>36か所</td> <td colspan="2">42か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41か所</td> <td>40か所</td> <td colspan="3">41か所</td> </tr> </table> <p>(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>家族教室等開催事業</td> <td>49か所</td> <td>52か所</td> <td colspan="3">50か所(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>奉仕員養成研修事業</td> <td>60か所 47か所</td> <td>60か所 47か所</td> <td>61か所 47か所</td> <td>46か所</td> <td>47か所</td> </tr> </table>	・精神障害者支援事業 ピアカウンセリング事業	20か所	16か所	21か所	(平成18年9月まで)		・点字・声の広報等発行事業	461か所 500か所	478か所 505か所	455か所 501か所	422か所	494か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			生活訓練事業	60か所	60か所	61か所	(平成18年9月まで)		オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)		—	—	42か所	43か所		43か所	43か所	44か所			音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	56か所	56か所	56か所(平成18年9月まで)			音声機能障害者発声訓練事業(平成18年10月から)			36か所	42か所			41か所	40か所	41か所				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			家族教室等開催事業	49か所	52か所	50か所(平成18年9月まで)			奉仕員養成研修事業	60か所 47か所	60か所 47か所	61か所 47か所	46か所	47か所
・精神障害者支援事業 ピアカウンセリング事業	20か所	16か所	21か所	(平成18年9月まで)																																																																																		
・点字・声の広報等発行事業	461か所 500か所	478か所 505か所	455か所 501か所	422か所	494か所																																																																																	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																																			
生活訓練事業	60か所	60か所	61か所	(平成18年9月まで)																																																																																		
オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)		—	—	42か所	43か所																																																																																	
	43か所	43か所	44か所																																																																																			
音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	56か所	56か所	56か所(平成18年9月まで)																																																																																			
音声機能障害者発声訓練事業(平成18年10月から)			36か所	42か所																																																																																		
	41か所	40か所	41か所																																																																																			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																																			
家族教室等開催事業	49か所	52か所	50か所(平成18年9月まで)																																																																																			
奉仕員養成研修事業	60か所 47か所	60か所 47か所	61か所 47か所	46か所	47か所																																																																																	

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況					
			手話通訳者養成研修事業	58か所 46か所	58か所 44か所	60か所 41か所	45か所	45か所
			盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所 37か所	36か所 37か所	39か所 38か所	27か所	32か所
			手話通訳設置事業	49か所 34か所	48か所 34か所	48か所 34か所	35か所	36か所
			コミュニケーション支援事業（平成18年10月から）	9か所	8か所	8か所	11か所	10か所
			自動車運転免許取得・改造助成事業	50か所	49か所	50か所	（平成18年9月まで）	
			（自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成18年10月から市町村事業に変更。）					
			盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	28か所 31か所	32か所 40か所	32か所 47か所	25か所	28か所
			(2)市町村事業（以下の数値は各事業実施市町村数）					
			（平成18年9月まで：障害者自立支援・総合推進事業における市町村障害者社会参加促進事業の各事業を実施していた市町村数）					
			（平成18年10月から：市町村地域生活支援事業として位置づけられた以下の各事業を実施する市町村数）					
				（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）
				（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）		
			移動支援事業	— 1549か所	— 1540か所	— 1552か所	1,462か所	1,528か所
			生活訓練事業	287か所	309か所	309か所	（平成18年9月まで）	
			生活訓練等事業	— 333か所	— 329か所	— 332か所	262か所	316か所
			（注：生活訓練事業は、平成18年10月から生活訓練等事業に変更。）					
			奉仕員養成研修事業	474か所 595か所	507か所 609か所	504か所 627か所	417か所	562か所
			手話通訳設置事業	324か所	336か所	338か所	（平成18年9月まで）	
			手話通訳者派遣事業	119か所	225か所	252か所	（平成18年9月まで）	
			コミュニケーション支援事業（平成18年10月から）	1,351か所	1,309か所	1,319か所	1,112か所	1,318か所
			（手話通訳設置事業及び手話通訳者派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション支援事業に変更。）					

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																												
	28 障害者の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の利用を促進する。	厚生労働省	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業（平成18年10月から） 942か所 942か所 980か所 663か所 962か所</p> <p>○ 身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。（平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。）また、平成15年10月の身体障害者補助犬法の完全施行に伴い、ホテル、デパート等の不特定かつ多数の者が利用する施設において、原則として身体障害者補助犬の同伴の受け入れが義務化。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>58都道府県・指定都市</td> <td>59都道府県・指定都市</td> <td>58都道府県・指定都市</td> <td>29都道府県</td> <td>38都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>38都道府県</td> <td>40都道府県</td> <td>38都道府県</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	58都道府県・指定都市	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	29都道府県	38都道府県		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				38都道府県	40都道府県	38都道府県																						
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																										
事業数	58都道府県・指定都市	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	29都道府県	38都道府県																																										
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																												
	38都道府県	40都道府県	38都道府県																																												
エ 精神障害者施策の充実	29 精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用を推進を検討する。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。	厚生労働省	<p>○ 精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、障害福祉計画に基づき必要な障害福祉サービスを計画的に整備する。</p> <p>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</p> <p>○ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成18年度から「居宅介護事業」）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者地域生活支援センター</td> <td>445か所</td> <td>471か所</td> <td>500か所</td> </tr> <tr> <td>精神障害者ホームヘルパー</td> <td>1,799人</td> <td>2,547人</td> <td>3,148人</td> </tr> <tr> <td>精神障害者グループホーム</td> <td>6,371人分</td> <td>7,259人分</td> <td>8,493人分</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(平成18年度より新サービス体系へ移行)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者福祉ホーム</td> <td>3,092人分</td> <td>3,381人分</td> <td>3,701人分</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(平成18年10月より新サービス新体系へ移行)</td> </tr> </table> <p>○ 施設サービス整備状況 (平成18年10月より新体系サービスへ移行している。)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者生活訓練施設（援護寮）</td> <td>5,785人分</td> <td>5,912人分</td> <td>6,085人分</td> </tr> <tr> <td>精神障害者通所授産施設</td> <td>5,271人分</td> <td>6,651人分</td> <td>7,060人分</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所	精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人	精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分		(平成18年度より新サービス体系へ移行)				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分		(平成18年10月より新サービス新体系へ移行)				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,785人分	5,912人分	6,085人分	精神障害者通所授産施設	5,271人分	6,651人分	7,060人分
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																												
精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所																																												
精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人																																												
精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分																																												
	(平成18年度より新サービス体系へ移行)																																														
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																												
精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分																																												
	(平成18年10月より新サービス新体系へ移行)																																														
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																												
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	5,785人分	5,912人分	6,085人分																																												
精神障害者通所授産施設	5,271人分	6,651人分	7,060人分																																												
	30 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。	厚生労働省	<p>○ 指定相談支援事業所等では、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な助言・指導を実施。</p> <p>○ 「精神障害者の地域生活の在り方に関する検討会」を開催し、相談体制の構築について検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p>																																												

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																							
オ 各種障害への対応	31 当事者による相談活動に取り組む市町村への支援を検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神保健福祉センターにおいて、複雑困難な相談事例等について市町村に対し助言を実施。</li> <li>○ 精神保健福祉センターにおいて、市町村職員に対し、研修を実施。</li> <li>○ 障害者社会参加総合推進事業及び市町村障害者社会参加促進事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じる「ピアカウンセリング事業」を実施。(平成15年度～平成18年9月まで)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県・指定都市</td> <td>11か所</td> <td>13か所</td> <td>13か所</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>20か所</td> <td>16か所</td> <td>21か所</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年10月から、障害者相談支援事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じるピアカウンセリングを相談支援事業として実施。</li> </ul>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所	市町村	20か所	16か所	21か所											
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																						
	都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所																						
市町村	20か所	16か所	21か所																							
32 盲ろう等の重度・重複障害者、高次脳機能障害者、強度行動障害者等への対応の在り方を検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活に困難を生じている強度行動障害児(者)に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため重度障害者支援加算(Ⅱ)及び強度行動障害児(者)特別支援加算を実施。</li> <li>○ 平成13年度から平成17年度まで高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、モデル地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。</li> <li>○ これを受けて平成18年度以降は高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネート マニュアル」を普及させ、都道府県ごとに支援拠点機関を中心とした地域支援ネットワークの構築を推進するため、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成20年度には全国46都道府県で事業予算化された。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援拠点機関設置箇所数</td> <td>42都道府県 54箇所</td> <td>43都道府県 60箇所</td> <td>47都道府県 66箇所</td> </tr> </tbody> </table>		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	支援拠点機関設置箇所数	42都道府県 54箇所	43都道府県 60箇所	47都道府県 66箇所																
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																							
支援拠点機関設置箇所数	42都道府県 54箇所	43都道府県 60箇所	47都道府県 66箇所																							
33 難病患者及びその家族に対し、地域における難病患者等支援対策の充実に努める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。また、各関係機関との連携のもと保健所を中心に重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を推進。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難病相談・支援センター</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成20年度)</th> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				47か所	47か所	47か所		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																					
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																							
	47か所	47か所	47か所																							

分野別施策		関係省庁	推進状況																								
	34 自閉症の特性を踏まえた支援の在り方について検討するとともに、自閉症・発達障害支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実に努める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害者支援センターの指定について定めた発達障害者支援法が平成16年12月に成立し、平成17年4月に施行。</li> <li>○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62か所</td> <td>64か所</td> <td>64か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>○ 国立秩父学園が中心となって、平成15年度より発達障害者支援センター相互間の情報提供、意見交換を行うためのネットワークを構築し、自閉症等に対する支援を充実。</li> <li>○ ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。</li> <li>○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法上、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを明確化。</li> </ul>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成21年度)				62か所	64か所	64か所		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																						
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																						
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成21年度)																								
	62か所	64か所	64か所																								
③ 経済的自立の支援	37 障害年金など個人の財産については、障害者が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援する。	法務省  厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法務省のホームページに成年後見制度等についてのQ&amp;Aのコーナーを設けて成年後見制度等について周知。</li> <li>○ 成年後見制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。(平成16年度～)</li> <li>○ 日本司法支援センターのホームページに成年後見に関するFAQ(よくある質問と回答)を掲載して成年後見制度等を紹介。</li> <li>○ 都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手續等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を実施。</li> </ul>																								
④ 施設サービスの再構築  ア 施設等から地域生活への移行の推進	38 障害者本人の意向を尊重し、入所(院)者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。(平成18年9月まで)</li> <li>○ 精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</li> <li>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、社会生活技術訓練プロジェクトを策定し、社会参加推進を目的とした訓練を行い、修了後の事後調査(訪問・電話調査等)と生活面の助言指導を実施。(平成16年度まで)</li> </ul>																								

分野別施策	関係省庁	推進状況
	39 「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、地域生活支援の充実を図るための方策を検討。（平成16年度まで）</li> <li>○ 精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解の促進を図るため、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」を開催。平成16年3月には国民各層が精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針である「こころのバリアフリー宣言」を策定。</li> <li>○ 精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</li> </ul>
イ 施設の在り方の見直し	<p>41 施設体系について、施設機能の在り方を踏まえた上で抜本的に検討する。</p> <p>42 入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する。</p> <p>44 障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図る。</p> <p>45 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討する。</p> <p>46 高次脳機能障害、強度行動障害等への対応の在り方を検討する。</p>	<p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者自立支援法においては、施設に入所してサービスを受けることのできる者について、一定以上の障害程度区分であること等を条件としたところ。（平成18年10月）</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</li> <li>○ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）を実施（平成17年度まで）。</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため重度障害者支援加算（Ⅱ）及び強度行動障害児（者）特別支援加算を実施。</li> <li>○ 平成13年度から平成17年度まで高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、モデル地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。</li> <li>○ これを受けて平成18年度以降は高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネート マニュアル」を普及させ、都道府県ごとに支援拠点機関を中心とした地域支援ネットワークの構築を推進するため、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成20年度には全国46都道府県で事業予算化された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（平成20年度） （平成21年度） （平成22年度）</li> <li>支援拠点機関設置箇所数 42都道府県 54箇所 43都道府県 60箇所 46都道府県 64箇所</li> </ul> </li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所施設の小規模化を推進するため、社会福祉施設等施設整備費において住居の場であるグループホーム等の整備に対し補助を実施するとともに、地域生活への移行や定着を図った場合において地域移行加算の実施や障害者自立支援対策臨時特例交付金で助成。</li> <li>○ 社会福祉施設等施設整備費において、個室化の整備を行った入所施設に対して補助を実施。</li> </ul>

分野別施策	関係省庁	推進状況																								
<p>⑥ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援</p> <p>52 福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進する。特に、専門的な相談に対応していくため、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図る。</p> <p>53 福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上のため、研修の充実を図る。</p> <p>54 国立身体障害者リハビリテーションセンター（※）、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)における福祉用具開発のための先進的研究を推進するとともに、研究機関、大学、企業等の連携により、福祉用具の開発等を進める。</p> <p>(※平成20年10月から「国立障害者リハビリテーションセンター」)</p> <p>55 研究成果の安全かつ適切な普及を図るために、積極的に標準化を進めるとともに、国際規格提案を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>経済産業省</p>	<p>○ TAIS（福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム）を運用。</p> <p>○ 「義肢装具等完成用部品情報提供システム」（義肢装具等完成用部品を利用者の状態像や使用環境等に適合した、適切な完成用部品の処方や選定・給付に資するため、当該部品の対象、構造や作用、効果や材質、適応範囲、調整方法等に関する情報を国内の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、情報発信するシステム）を運用。</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、福祉機器専門職員研修会を実施。</p> <p>○ 科学技術振興機構の「独創的シーズ展開事業」における委託開発、大学発ベンチャー創出推進、及び「産学共同シーズイノベーション化事業」により、医療福祉機器の研究開発を実施。</p> <p>【「独創的シーズ展開事業」における委託開発】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>5課題</td> <td>4課題</td> <td>3課題</td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【「独創的シーズ展開事業」における大学発ベンチャー創出推進】（平成19年度に1課題実施）</p> <p>【産学共同シーズイノベーション化事業】（平成19、20年度に1課題実施）</p> <p>○ (財)テクノエイド協会において、福祉機器に関して標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、障害者の自立と社会参加を目指し、義肢装具、移動支援機器、情報支援機器、認知機能支援機器の研究開発を実施。</p> <p>平成22年度は、車いす・自動車利用時の安全技術、重度肢体不自由者用電子透明文字盤、認知症者を対象とした自立（律）支援機器の研究開発を実施。</p> <p>○ 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成22年度末までに185件のテーマを採択。</p> <p>○ 「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について（提言書）」にそって、研究開発を進めるに当たり、標準化すべき事項の洗い出しを並行して実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ JIS Z8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）として、平成15年6月に制定。（平成15年度まで）</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題		(平成20年度)	(平成21年度)					1課題	1課題			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題																					
	(平成20年度)	(平成21年度)																								
	1課題	1課題																								
<p>⑦ サービスの質の向上</p> <p>56 質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討する。</p> <p>57 サービスに関する苦情に対応するため、事業者や都道府県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 平成16年5月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を統合し、福祉サービスに共通の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を作成。平成16年度末には「第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判定基準に関するガイドライン」（障害者・児版）等を作成。</p> <p>○ 事業者段階における苦情解決体制の整備については、全国主管課長会議等において各都道府県に対し、指導・助言の徹底を依頼。また、事業者段階で設置している第三者委員を対象とした専門研修会や、都道府県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会の事務局員を対象とした全国会議を開催し、より効果的で適切な苦情解決を促進。</p>																								

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況					
⑧ 専門職種の養成・確保	58 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する者の養成を行う。	文部科学省	○ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士養成学校の指定					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			社会福祉士(大学)	159校、入学定員 23,199名	172校、入学定員 24,412名	182校、入学定員 26,382名		
			〃(短大)	15校、入学定員 1,852名	15校、入学定員 1,852名	18校、入学定員 2,102名		
			精神保健福祉士(大学)	95校、入学定員 12,708名	114校、入学定員 15,008名	126校、入学定員 17,506名		
			〃(短大)	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名		
			介護福祉士(大学)	30校、入学定員 1,290名	33校、入学定員 1,440名	45校、入学定員 1,935名		
			〃(短大)	108校、入学定員 5,856名	112校、入学定員 5,986名	114校、入学定員 6,076名		
			(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)			
			社会福祉士(大学)	193校、入学定員 37,291名	195校、入学定員 35,698名	199校、入学定員 33,640名		
			〃(短大)	15校、入学定員 1,932名	16校、入学定員 2,062名	16校、入学定員 1,962名		
			精神保健福祉士(大学)	117校、入学定員 15,792名	117校、入学定員 14,587名	133校、入学定員 16,030名		
			〃(短大)	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名		
			介護福祉士(大学)	48校、入学定員 2,035名	55校、入学定員 2,215名	63校、入学定員 2,455名		
			〃(短大)	96校、入学定員 5,861名	96校、入学定員 5,626名	97校、入学定員 5,596名		
	59 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士などリハビリテーションに従事する者、ホームヘルパー等の質的・量的充実を図る。	厚生労働省	○ 社会福祉士等の資格登録					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			
			社会福祉士	48,736人	59,292人	71,326人	83,425人	95,590人
				109,233人	129,050人	138,694人		
			精神保健福祉士	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人
				39,131人	46,002人	49,545人		
			介護福祉士	368,716人	427,573人	486,297人	564,806人	655,796人
				742,931人	821,827人	910,238人		
		文部科学省	○ 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士養成学校の指定状況					
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
			理学療法士(大学)	31校、入学定員 1,067名	36校、入学定員 1,258名	42校、入学定員 1,628名		
			〃(短大)	6校、入学定員 160名	4校、入学定員 120名	2校、入学定員 40名		
			作業療法士(大学)	29校、入学定員 987名	34校、入学定員 1,148名	39校、入学定員 1,348名		
			〃(短大)	3校、入学定員 80名	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名		
			視能訓練士(大学)	4校、入学定員 130名	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 270名		
			〃(短大)	1校	1校	1校		
			言語聴覚士(大学)	8校、入学定員 370名	10校、入学定員 430名	10校、入学定員 430名		
			〃(短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名		
			(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)			
			理学療法士(大学)	55校、入学定員 2,386名	67校、入学定員 3,066名	71校、入学定員 3,266名		
			〃(短大)	2校、入学定員 70名	3校、入学定員 110名	4校、入学定員 150名		
			作業療法士(大学)	44校、入学定員 1,596名	49校、入学定員 1,796名	53校、入学定員 1,956名		
			〃(短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名	2校、入学定員 80名		
			視能訓練士(大学)	6校、入学定員 278名	6校、入学定員 278名	7校、入学定員 318名		
			〃(短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名	2校、入学定員 80名		
			言語聴覚士(大学)	13校、入学定員 538名	14校、入学定員 578名	15校、入学定員 618名		
			〃(短大専攻科)	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名		

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																											
		<p>○ 理学療法科教育の改善充実を図るため、特別支援学校理学療法科担当教員講習会を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>23人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td></td> <th>(平成21年度)</th> <th>(平成22年度)</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8人</td> <td>9人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 教育職員免許法上の「自立教科等の免許状」として、「特別支援学校自立教科教諭免許状（理学療法）」（平成18年度までは「盲学校特殊教科（理学療法）教諭の免許状」）を創設。 （平成16年7月～）</p> <p>厚生労働省 ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおける養成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> <tr> <th>・入学定員</th> <th>（平成20年度）</th> <th>（平成21年度）</th> <th>（平成22年度）</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td></td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>義肢装具士</td> <td></td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>視覚障害者生活訓練専門職員</td> <td></td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話通訳士</td> <td></td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション体育専門職員</td> <td></td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 介護等に関する知識及び技能を習得することを目的とした「居宅介護等従業者養成研修事業」の実施。</p> <p>厚生労働省 ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害支援普及事業を実施し、関係者に対する研修を実施している他、当センターが作成した診断基準等の普及を実施。</p>		(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	参加者数	23人	10人	9人	9人	9人		(平成21年度)	(平成22年度)					8人	9人					（平成15年度）		（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	・入学定員	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）			言語聴覚士		30人	30人	30人	30人	30人			30人	30人	30人			義肢装具士		10人	10人	10人	10人	10人			10人	10人	10人			視覚障害者生活訓練専門職員		20人	20人	20人	20人	20人			20人	20人	20人			手話通訳士		30人	30人	30人	30人	30人			30人	30人	30人			リハビリテーション体育専門職員		20人	20人	20人	20人	20人			20人	20人	20人		
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																																																								
参加者数	23人	10人	9人	9人	9人																																																																																																								
	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																																																											
	8人	9人																																																																																																											
	（平成15年度）		（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																																																																																							
	・入学定員	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）																																																																																																									
言語聴覚士		30人	30人	30人	30人	30人																																																																																																							
		30人	30人	30人																																																																																																									
義肢装具士		10人	10人	10人	10人	10人																																																																																																							
		10人	10人	10人																																																																																																									
視覚障害者生活訓練専門職員		20人	20人	20人	20人	20人																																																																																																							
		20人	20人	20人																																																																																																									
手話通訳士		30人	30人	30人	30人	30人																																																																																																							
		30人	30人	30人																																																																																																									
リハビリテーション体育専門職員		20人	20人	20人	20人	20人																																																																																																							
		20人	20人	20人																																																																																																									
60	障害に係る専門的な研究を行うとともに障害保健福祉に従事する職員を養成・研修するため、国立専門機関等を更に積極的に活用する。																																																																																																												

分野別施策	関係省庁	推進状況																																
4 教育・育成																																		
① 一貫した相談支援体制	<p>83 乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度～平成15年度）</li> <li>○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月策定。</li> <li>○ 平成17年度より、障害のある子どもに対して、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を整備するため、「特別支援教育体制推進事業（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業）」の事業対象を幼稚園及び高等学校にも拡大。</li> <li>○ 平成19年度より、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。（平成21年度まで）</li> <li>○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。 <table border="1" data-bbox="1596 1159 2350 1234"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> </li> <li>○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</li> <li>○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。 <table border="1" data-bbox="1596 1499 2795 1646"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62か所</td> <td>64か所</td> <td>64か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。</li> <li>○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20年度～）。</li> </ul>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	箇所数	536か所	578か所	656か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				62か所	64か所	64か所		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																															
箇所数	536か所	578か所	656か所																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																													
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																													
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																															
	62か所	64か所	64か所																															

分野別施策	関係省庁	推進状況								
<p>② 専門機関の機能の充実と多様化</p>	<p>84 思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。</p> <p>86 近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえる地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。</li> <li>○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで)</li> <li>○ 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。</li> <li>○ 平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた。(平成16年度)</li> </ul> <p>厚生労働省 文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行っている。</li> <li>○ 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した(平成19年4月1日より施行)。 この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能(センター的機能)を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</li> <li>○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。(平成13年度から平成15年度まで)</li> <li>○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を平成20年3月に策定。</li> <li>○ 平成16年1月、各教育委員会や学校において支援体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中学校におけるLD・ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を作成し、全ての教育委員会・小・中学校等に配付。</li> </ul> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施(平成18年9月まで)。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1596 1766 2407 1835"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</li> </ul>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	箇所数	536か所	578か所	656か所
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)							
箇所数	536か所	578か所	656か所							

	分野別施策	関係省	推進状況																								
	88 療育機関については、施設の入所者だけではなく地域で生活する障害のある子どもにも関係して有用で専門的な技術を有しており、これらの機関を活用してショートステイ、ホームヘルプサービス等のサービスの充実を図る。	厚生労働省	○ 障害児居宅介護等事業（平成18年度より「居宅介護事業」、児童デイサービス事業及び短期入所事業の実施。																								
③ 指導力の向上と研究の推進	89 学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。	文部科学省	○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成18年9月まで） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> ○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所																
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）																								
箇所数	536か所	578か所	656か所																								
④ 社会的及び職業的自立の促進	93 後期中等教育及び高等教育への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切な医学的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等の家庭における療育技術の習得を図るための支援を行う。	厚生労働省	○ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児（者）通園事業を実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>（平成15年度）</td> <td>（平成16年度）</td> <td>（平成17年度）</td> <td>（平成18年度）</td> <td>（平成19年度）</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>204か所</td> <td>229か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（平成20年度）</td> <td>（平成21年度）</td> <td>（平成22年度）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>276か所</td> <td>286か所</td> <td>296か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所		（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）				276か所	286か所	296か所		
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																						
箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所																						
	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）																								
	276か所	286か所	296か所																								

分野別施策		関係省庁	推進状況
6 保健・医療			
① 障害の原因となる疾病等の予防・治療	138 障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進する。	厚生労働省	○ 各取組については、下記の項目番号139～146を参照
ア 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見	139 妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等の適切な実施について、「健やか親子21」等に基づき推進を図る。	厚生労働省	○ 我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。  ○ 障害の予防、早期発見のために、妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査、訪問指導などの母子保健施策を実施。  ○ 幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である1歳6か月児及び3歳児に対し、総合的な健康診査を実施。  ○ フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などは、早期に発見し、早期に治療することによって、知的障害などを予防することができるため、新生児を対象とした検査を実施。  ○ 難聴等の聴覚障害の早期発見を図るため、新生児に対して試行的に聴覚検査などを実施（平成18年度まで。平成19年以降は一般財源化）。  ○ 妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障害を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を実施。
	140 脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防等について、「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」等に基づき推進を図る。	厚生労働省	○ 「健康日本21」に基づき、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発症を予防する一次予防に重点をおいた対策を推進しており、平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」を踏まえ、平成20年度からは、「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当て、産業界とも連携した新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するとともに、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するなどの更なる生活習慣病対策を推進。
	141 学校、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。	厚生労働省	○ 地域保健法の規定に基づき策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域保健対策の総合的な推進のため、地域保健と産業保健が連携を図り、健康教育や健康相談及び施設などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること等により、保健事業の提供機会を充実。 ○ 職域においては、労働安全衛生法に基づき、事業者が定期健康診断を労働者に実施するとともに、50人以上の事業場では産業医の選任により、50人未満の事業場では健康管理に必要な医学知識を有する医師による健康管理及び地域産業保健センター等の活用により健康相談、指導等を実施し、これらを通じて労働者の健康確保を推進。
		文部科学省	○ 就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期的に、学校保健安全法に基づき、学校において健康診断を実施。

分野別施策		関係省庁	推進状況					
イ 障害の原因となる疾病等の治療	142 周産期集中治療管理室や新生児集中治療管理室を含む周産期・小児医療施設の施設及び設備の整備を図る。	厚生労働省	○ リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。					
	143 障害の原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による相談指導、訪問指導等の保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。	厚生労働省	○ 幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である1歳6か月児及び3歳児に対する総合的な健康診査の結果に基づいて適当な指導を実施。					
			○ 新生児を対象としたフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）などの検査結果に基づき早期治療を実施。					
			○ 市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある児童のうち、精神発達面に障害等が疑われるものは精密健康審査、事後指導を実施。					
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			1歳6か月児精密健康診査	16,854件	17,350件	17,152件	15,708件	13,142件
				13,284件	13,398件	13,665件		
			3歳児精密健康診査	60,371件	60,333件	60,886件	59,661件	49,199件
				49,927件	50,293件	50,563件		
			○ 保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。					
			○ 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導等を実施。					
				(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)
				(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)		
			精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件
				1,154,405件	1,130,628件	1,130,628件		
			精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件
				157,220件	154,773件	146,261件		
			○ 重症難病患者入院施設確保事業、難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業を推進。					
	144 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。	厚生労働省	○ 患者の重篤度に応じた適切な救急医療を受けられるようにするための救急医療体制については、初期救急医療を担う医療機関（初期救急医療機関）、入院を要する救急医療を担う医療機関（二次救急医療機関）及び救命救急医療を担う医療機関（三次救急医療機関）並びに救急医療情報センターからなる救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進。					
				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
				(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)		
			救命救急センター整備数	170か所	178か所	189か所	201か所	208か所
				214か所	221か所	235か所		
			ドクターヘリの導入	7県	7県	9県	10県	13県
				16県	17県	22県		
			救急医療情報センター	42都道府県	42都道府県	42都道府県	42都道府県	44都道府県
				44都道府県	43都道府県	43都道府県		

	分野別施策	関係省庁	推進状況																																			
ウ 正しい知識の普及等	145 精神疾患や難治性疾患患者に対する治療及び保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。	厚生労働省	○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				47か所	47か所	47か所													
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																
設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																			
	47か所	47か所	47か所																																			
146 障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等について、その予防や治療について、国民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去を図る。	厚生労働省	○ 平成16年3月に策定した「こころのバリアフリー宣言」を踏まえ精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解を促進  ○ 難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。																																				
② 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	147 障害の早期発見及び障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るとともに、障害者に対する適切な保健サービスを提供する。特に小児に対しては、障害に対応した発達を支援する。	厚生労働省	○ 各取組については、下記の項目番号148～156を参照																																			
ア 障害の早期発見	148 「健やか親子21」等の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の検診の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を徹底する。	文部科学省	○ 就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期的に、学校保健安全法に基づき、学校において健康診断を実施。																																			
イ 障害に対する医療、医学的リハビリテーション	149 治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障害については適切な医療、医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供拠点の整備及び確保を図る。	厚生労働省	○ 我が国の母子保健における取組の成果や課題を整理し、21世紀の母子保健の取組の方向性を示し、国民をはじめ各自治体・関係団体等で推進する国民運動計画である「健やか親子21」の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康の保持・増進のため、健康診査等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を推進。																																			
		法務省	○ 刑事施設においては、医療刑務所等にリハビリテーション機器を整備し、受刑者のうち、運動機能に障害を有する者や長期療養等で運動機能が低下した者に対して、機能回復訓練を実施。																																			
	厚生労働省	○ リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを実施。																																				
150 障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図るとともに、障害に対応した発達を支援する。	厚生労働省	○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施。（平成18年9月まで）  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。  ○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置  <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62か所</td> <td>64か所</td> <td>64か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)			箇所数	536か所	578か所	656か所				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				62か所	64か所	64か所		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																			
箇所数	536か所	578か所	656か所																																			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																																	
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																			
	62か所	64か所	64か所																																			

分野別施策	関係省庁	推進状況																							
ウ 障害者に対する適切な保健サービス	151 人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、治療のために適切な保健・医療サービス提供の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「健やか親子21」において、児童精神医療提供体制の整備のための目標として、子どもの心の問題に対応できる医師や児童精神科医の増加を盛り込んでいる。</li> <li>○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。</li> <li>○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20年度～）。</li> <li>○ 障害者自立支援法に基づき、自立支援医療費として、更生医療、育成医療（身体障害を軽減又は除去するための医療）及び精神通院医療（精神疾患に対する継続的な治療）に係る医療費を給付。</li> <li>○ 重症難病患者入院施設確保事業による地域難病医療ネットワークの構築及び、難病患者地域支援対策推進事業により保健所が行う在宅療養支援計画の策定・評価、訪問指導の実施、神経難病患者在宅医療支援事業による専門医の相談支援・派遣体制の整備等を行うことにより、難病患者等に対する適切な保健・医療サービスの提供体制を整備。</li> </ul>																							
	152 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害及び高次脳機能障害など医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度）</li> <li>○ 平成18年度以降は「高次脳機能障害支援モデル事業」の成果である高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させるとともに、医療から福祉までの一貫した支援サービスを可能にする都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築するため、都道府県地域生活支援事業として「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。</li> </ul>																							
	153 障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体に障害のある者（児）又は精神に障害のある者に対して、心身の障害を除去し、又は軽減を目的とした医療について、医療保険各法適用後の自己負担相当分の費用の一部又は全部を、本人又は扶養義務者の所得税課税状況に応じて負担することにより障害者の適切な医療を確保。</li> </ul>																							
	154 障害を有する者の健康の保持・増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」を開催し検討を行い、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</li> <li>○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。 <table border="1" data-bbox="1513 1554 2760 1722"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。</li> </ul>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				47か所	47か所	47か所	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																				
設置数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																				
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																						
	47か所	47か所	47か所																						

分野別施策		関係省庁	推進状況
エ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	155 保健所等において、障害児の発達について相談・指導を行う。	厚生労働省	○ 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。(施策項目番号14(P9)の一部を再掲) (平成14年度)(平成15年度)(平成16年度)(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) (平成20年度)(平成21年度)(平成22年度) 精神保健福祉相談等 1,518,422件 1,451,530件 1,362,809件 1,314,101件 1,198,403件 1,154,405件 1,143,919件 1,136,133件 1,154,935件 精神保健訪問指導 206,984件 198,798件 185,299件 177,367件 164,767件 157,220件 154,773件 146,261件 145,196件
	156 保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、医療サービスの提供機関、その内容や評価、各種行政サービス等に関する情報を集約し、障害者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図る。	厚生労働省	○ 精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務等を通じ、情報提供を実施。  ○ 難病情報センター事業により、難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の成果、専門医・専門医療機関の所在、公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等を収集・整理するとともに、同センターのホームページに掲載し、難病患者、家族及び医療関係者等に対する情報提供等を実施。  ○ 発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献・研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への発達障害に関する幅広い情報提供等を実施。
③ 精神保健・医療施策の推進	157 一般国民の心の健康づくり対策とともに、精神障害者に対する保健医療施策を一層推進する。	厚生労働省	○ 「入院医療中心から地域生活中心へ」という「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における基本方針を踏まえ、医療計画の見直し等を通じた精神科医療の質の向上、障害者自立支援法に基づく障害者福祉計画等による障害福祉サービス提供体制の整備などを着実に進めることとしている。  ○ 上記「改革ビジョン」を受け、精神保健医療福祉のあり方の具体像を提示することを目的とした「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において、平成21年9月に報告書とりまとめ。 ○ 各取組については、下記の項目番号158～166を参照
ア 心の健康づくり	158 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。	文部科学省	○ 学校の要請により、各診療科の専門医等の派遣を行うなど、地域保健と連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業を実施。  ○ 学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中学校を中心に配置している。
		厚生労働省	○ 地域においては、保健所、精神保健福祉センターで心の健康づくり相談を実施している。また、平成16年度より相談の充実に向け、地域精神保健指導者研修事業等を実施。都道府県、指定都市補助事業として「心の健康づくり地域関係者研修」及び「心の健康づくり普及啓発事業」を実施。(平成17年度、平成18年度)  ○ 職域においては、平成18年4月から一定以上の時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師の面接指導を実施する制度を創設し、この面接指導時に、メンタルヘルス面のチェックを実施。また全国の地域産業保健センターにおいて、労働者などからのメンタルヘルスの相談を実施。平成21年度から全国47都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおいて、職場のメンタルヘルスの取組について事業者等からの相談対応、個別事業場に対する訪問支援を実施。また、平成21年度から働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、「メンタルヘルス対策の基礎知識」、「悩みを乗り越えた方の体験談」等、メンタルヘルスに関する様々な情報提供を行っている。

分野別施策	関係省庁	推進状況
159 うつ対策を中心とした自殺予防対策を講じる。また、職場における心の健康づくり体制を整備する。	<p>内閣府 金融庁 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p> <p>内閣府</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年9月に自殺対策関係省庁連絡会議を設置して、省庁の枠を超えた自殺予防対策の総合的な取組みを検討し、同年12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめた。</li> <li>○ 平成18年6月に自殺対策基本法が制定され、同年10月施行された。</li> <li>○ 平成18年11月から、「第1回自殺総合対策会議」の決定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」の策定に当たり、専門家の意見を聴取するため、「自殺総合対策の在り方検討会」が開催され、平成19年4月に報告書が取りまとめられた。同検討会の報告等を踏まえ、同月に開催された「第2回自殺総合対策会議」において、「自殺総合対策大綱素案」が決定され、広く国民の意見を聴取するために公表された。</li> <li>○ 平成19年6月に開催された「第3回自殺総合対策会議」において「自殺総合対策大綱案」が了承され、同月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。</li> <li>○ 「自殺総合対策大綱」に基づく施策の実施状況の評価等を行うため、平成20年1月の「第4回自殺総合対策会議」の決定に基づき、有識者により構成される「自殺対策推進会議」を開催することとし、平成20年2月に「第1回自殺対策推進会議」を開催した。</li> <li>○ わが国の自殺者数は10年連続で3万人を上回り、また、硫化水素による自殺が相次いで発生するなど、憂慮すべき事態を踏まえ、平成20年4月～9月にかけて「自殺対策推進会議」を開催するなど、「自殺総合対策大綱」策定後1年間のフォローアップ等を行った。そのフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るために、同年10月、当面、強化し、加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」として取りまとめ、「第6回自殺総合対策会議」において了承された。合わせて、「自殺総合対策大綱」の一部改正が閣議決定された。</li> <li>○ 「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、平成22年2月5日に開催された「第7回自殺総合対策会議」において「いのちを守る 自殺対策緊急強化プラン」を決定し、関係府省において、取組を進めているところである。</li> <li>○ 厚生労働科学研究において、自殺の実態解明に関する研究を実施している。</li> <li>○ 保健所、精神保健福祉センター等での相談体制の充実を行っている。</li> <li>○ 自殺予防に向けた正しい理解の普及・啓発を行っている。</li> <li>○ 平成18年10月、独立行政法人国立精神・神経センター精神保健研究所に自殺予防総合対策センターを設置し、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供や関係団体との連絡調整を行っている。</li> <li>○ 自殺予防対策センターにおいて国立保健医療科学院と共催で地方公共団体の自殺対策担当者に対する研修を行った。</li> </ul>

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																	
イ 精神疾患の早期発見・治療	160 睡眠障害を有する者のうち、特に治療を要する者に対する適切な相談体制を確保する。	<p>○ 平成18年12月から「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」を開催し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する支援のあり方について検討した。また、検討会を踏まえ、平成20年度に自殺未遂者ケアガイドライン、自死遺族ケアガイドラインを作成し、自治体や医療関係者等へ周知を行った。</p> <p>○ 職域においては、平成18年3月に労働安全衛生法に基づき策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を行うとともに、指針に基づき事業場に対する指導援助等を実施。また、平成13年に作成した自殺の予防と対応（自殺予防マニュアル）について、平成19年10月に見直しを行い、当該マニュアルの周知・啓発を実施。</p> <p>○ 職域において、平成22年11月に「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」を発出し、自殺防止対策を含め、当省職員の心の健康づくりに取り組み、メンタルヘルス対策を強化。</p>																																																																	
	161 児童思春期における心の問題及び心的外傷体験を受けた者の心のケアに係る専門家の確保並びに地域における相談体制の充実を図る。	<p>厚生労働省 ○ 厚生労働科学研究費補助金事業や厚生労働省精神・神経疾患研究委託費により、毎年、睡眠障害に関する研究を実施し、実態把握や治療方法の開発を進めるとともに、精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行っている。</p> <p>厚生労働省 ○ 虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに対し、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。児童養護施設、児童自立支援施設（心理療法が必要と児童相談所長が認めた子どもが10名以上入所している施設）及び乳児院（虐待等の理由により、保護者等に対して心理療法が必要と児童相談所長が認めた乳児等が10名以上いる施設）に心理療法担当職員を配置した場合の措置費の加算措置を実施。</p>																																																																	
	162 精神疾患の早期発見方法及び発見機会の確保・充実を図る。	<p>厚生労働省 ○ 政府広報等によって心の健康についての正しい理解について普及・啓発を実施。</p>																																																																	
	163 専門診療科以外の診療科、保健所、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立を推進する。	<p>厚生労働省 ○ 地域の保健所や都道府県の精神保健福祉センターや医療機関、社会復帰施設等との連携の下に、精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談、保健師による訪問指導等を実施。</p> <p>○ 精神科救急医療システムを整備</p> <table border="1" data-bbox="1484 966 2819 1218"> <tr> <td></td> <td>(平成16年3月末)</td> <td>(平成17年3月末)</td> <td>(平成18年3月末)</td> <td>(平成19年3月末)</td> <td>(平成20年3月末)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成21年3月末)</td> <td>(平成22年3月末)</td> <td>(平成23年3月末)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>心理療法担当職員配置施設数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>265か所</td> <td>292か所</td> <td>329か所</td> <td>373か所</td> <td>411か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>443か所</td> <td>469か所</td> <td>490か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>9か所</td> <td>12か所</td> <td>17か所</td> <td>36か所</td> <td>40か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48か所</td> <td>47か所</td> <td>53か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健対策専門研修会及びPTSD対策専門研修会を実施。</p> <p>○ 整備都道府県数</p> <table border="1" data-bbox="1484 1596 2819 1764"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度末)</td> <td>(平成16年度末)</td> <td>(平成17年度末)</td> <td>(平成18年度末)</td> <td>(平成19年度末)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td>(平成21年度末)</td> <td>(平成22年度末)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整備都道府県数</td> <td>46都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td>47都道府県</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 精神保健福祉法の改正によって、精神医療審査会の合議体を構成する委員を一定条件の範囲内で都道府県の裁量により、定められることとした。(平成18年10月)</p>		(平成16年3月末)	(平成17年3月末)	(平成18年3月末)	(平成19年3月末)	(平成20年3月末)		(平成21年3月末)	(平成22年3月末)	(平成23年3月末)			心理療法担当職員配置施設数						児童養護施設	265か所	292か所	329か所	373か所	411か所		443か所	469か所	490か所			乳児院	9か所	12か所	17か所	36か所	40か所		48か所	47か所	53か所				(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)		(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)			整備都道府県数	46都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県		47都道府県	47都道府県	47都道府県	
	(平成16年3月末)	(平成17年3月末)	(平成18年3月末)	(平成19年3月末)	(平成20年3月末)																																																														
	(平成21年3月末)	(平成22年3月末)	(平成23年3月末)																																																																
心理療法担当職員配置施設数																																																																			
児童養護施設	265か所	292か所	329か所	373か所	411か所																																																														
	443か所	469か所	490か所																																																																
乳児院	9か所	12か所	17か所	36か所	40か所																																																														
	48か所	47か所	53か所																																																																
	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																														
	(平成20年度末)	(平成21年度末)	(平成22年度末)																																																																
整備都道府県数	46都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県																																																														
	47都道府県	47都道府県	47都道府県																																																																

分野別施策	関係省庁	推進状況
	<p>165 精神疾患について、患者の病態に応じた適切な医療の提供を確保し患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神病床の機能分化、精神医療に関する情報提供、EBM（根拠に基づく医療）及び安全対策の推進を図る。</p> <p>166 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保を推進する。</p>	<p>厚生労働省 ○ 厚生労働科学研究費において、精神病床の機能分化や精神保健医療福祉体系に関する研究を実施している。</p> <p>法務省 厚生労働省 ○ 平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な医療の確保を推進。</p>
④ 研究開発の推進	<p>167 最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、障害の原因となる疾病等の病因・病態の解明、予防、治療、再生医療等に関する研究開発を推進する。</p> <p>168 障害の予防、治療、障害者のQOL（生活の質）の向上等を推進するためには、基礎となる技術等の開発が重要であり、最新の知見や技術を活用した研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省 ○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現化プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>厚生労働省 ○ 疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのため民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにするための技術移転機関の設置</li> <li>・がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症等の画期的な医薬品の開発等の推進につながる疾患モデル動物の開発に係る研究の推進</li> <li>・企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援（平成22年度まで）</li> </ul> <p>○ 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまでに行われてきた障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究の成果を踏まえ、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査、周産期医療対策事業等を実施。</p> <p>○ 高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。（平成17年度まで）</p> <p>○ 平成18年度以降は「高次脳機能障害支援モデル事業」の成果である高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を普及させるとともに、都道府県ごとの地域支援ネットワークを構築するため、都道府県地域生活支援事業として「高次脳機能障害支援普及事業」を実施。</p> <p>文部科学省 ○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」など、関連の研究を着実に推進。</p> <p>厚生労働省 ○ 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業（平成22年度からは障害者対策総合研究事業として実施））において下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生医療による脊髄の歩行パターン発生能力と脊髄損傷者の歩行再獲得可能性に関する研究（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・アルコール依存症の社会復帰施設の実態把握と支援モデル構築に関する研究（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・内耳有毛細胞の再生による難聴の治療（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・精神障害者の自立支援のための住居確保に関する研究（平成18年度～平成20年度）</li> <li>・トウレット症候群の治療や支援の実態の把握と普及啓発に関する研究（平成20年度～平成22年度）</li> <li>・正常眼圧緑内障の病態解明と治療薬の開発（平成20年度～平成22年度）</li> </ul>

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>169 障害の原因となる先天性又は後天性の疾患の発症の病因・病態の解明並びにその予防、診断及び治療のための研究について推進を図る。</p> <p>特に近年、急速に研究の進展が期待されるゲノムやプロテオーム技術、画像技術等の先端技術と疫学研究等を総合的に活用して学際的研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて下記の研究・開発を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳波、脳磁場計測装置（MEG）、機能的磁気共鳴装置（fMRI）、磁気刺激を用いた誘発脳波等により高次脳機能障害者の脳メカニズムを明らかにし、高次脳機能障害の診断を可能とするとともに、脳損傷とQOLを直接に結び付けることを念頭においた研究</li> <li>・吃音についての脳メカニズムを明らかにするとともに、リハビリテーション方法の開発（平成15年度～）</li> <li>・座位保持装置の試験評価システムの研究、高位頸髄損傷者の排便動作の自立を支援する座薬挿入動作支援機器の開発、聴覚障害者の自立を支援するビデオ画像による手話のデータベース化及び難病患者の家族支援法の開発（平成15年度～）</li> <li>・自動車上での障害者の座位保持の現状把握と座位保持装置の試験評価手法の開発（平成21年度～）</li> <li>・肢体不自由者用ロボットアームのコストベネフィット評価に関する研究（平成22年度～）</li> <li>・認知症者への情報支援ロボットの開発（平成21年度～）</li> </ul> </li> <li>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」、「革新的細胞解析研究プログラム」など、関連の研究を着実に推進。</li> <li>○ 疾病の治療のためには画期的な医薬品の開発が必要であり、そのためには民間企業が主体となって医薬品の研究開発を行うとともに、国としても研究開発の環境整備に積極的に取り組む必要があることから、厚生労働省においては、関係機関等と協力しつつ、以下の研究を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立試験研究機関等の研究成果を民間企業において円滑に実用化できるようにするための技術移転機関の設置</li> <li>・がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症等の画期的な医薬品の開発等の推進につながる疾患モデル動物の開発に係る研究の推進</li> <li>・企業インセンティブの向上につながる委託方式によるベンチャー企業等への支援（平成22年まで）</li> </ul> </li> <li>○ 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。</li> <li>○ 厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業、こころの健康科学研究事業（平成22年度からは障害者対策総合研究事業として実施））において— 以下の研究・開発を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・網膜血管新生抑制機構の解明とその応用（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・先天性サイトメガロウイルス感染症による聴覚障害の実態調査及び発症予防を目指した基礎的研究（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・内耳プロテオーム解析を応用した外リンパ瘻の新たな診断法の開発・治療指針の作成（平成17年度～平成19年度）</li> <li>・脈絡膜上経網膜電気刺激（STS）法による人工視覚システムの臨床応用（平成19年度～平成21年度）</li> <li>・先天性難聴児の聴覚スクリーニングから就学後までの補聴器・人工内耳装用効果の総合追跡研究（平成18年度～平成20年度）</li> <li>・小児重症視覚障害の早期治療・リハビリテーションによる自立支援（平成18年度～平成20年度）</li> <li>・緑内障SNPチップと変形プロテオミクスクラスター解析による緑内障総合的診断法の開発（平成20年度～平成22年度）</li> </ul> </li> <li>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、視覚障害を引き起こす主疾患である網膜色素変性症の原因遺伝子探索を実施。</li> </ul>

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>170 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、画期的な治療法の開発及び生活の質の改善につながる研究開発を推進する。</p> <p>171 障害のある身体機能、感覚器機能、臓器機能等の改善、再生、補完を行うことによって、障害の軽減を図ることが期待できることから、低侵襲手術やコンピューター技術等を活用した外科的治療、筋骨格系の維持や疾病治療等のための再生医療、身体機能や内臓機能の代替・補完等の支援機器に関する研究開発等を推進する。</p> <p>172 脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関し、新たな診断法の開発、医学的リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。</p> <p>173 「キレる子」、「社会的ひきこもり」など心の健康に関連する問題の予防と対応のため、脳及び精神機能の発達と行動形成過程の解明、教育等の対応手法等に関する研究開発を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」など、関連の研究を着実に推進。</p> <p>○ 難治性疾患の治療方法の確立を目指した研究を一層推進するとともに、難治性疾患克服研究事業及びヒトゲノム再生医療等研究事業を着実に実施し、研究開発を推進。</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>○ 新しい医療機器の開発の推進、及び再生医療技術の早期臨床応用の実現化のために、厚生労働科学研究費において、「医療機器開発（ナノテクノロジー等）総合推進研究事業」及び「再生医療実用化研究事業」を実施</p> <p>○ 生命工学等、先端技術を総合的に用いた身体機能の解析、補助あるいは代替するような新しい医療機器の開発の推進、及び再生医療技術の早期臨床応用の実現化のために、厚生労働科学研究費において、「医療機器開発（ナノテクノロジー等）総合推進研究事業」及び「再生医療実用化研究事業」を実施。</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、個別の疾病、障害研究のほか、次世代のリハビリテーション技術を見据え、脊髄損傷の根本的な機能回復を目指した再生医療や遺伝子解析などの基礎研究を実施。（平成15年度～）</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>○ 平成18年度より、「高次脳機能障害支援モデル」の成果を普及するとともに全国的な体制を提供できるよう、都道府県地域生活支援事業のメニュー事業として、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成20年度には全国46都道府県で事業予算化された。</p> <p style="text-align: center;">（平成20年度）                      （平成21年度）                      （平成22年度）</p> <p style="text-align: center;">支援拠点機関設置箇所数 42都道府県 54箇所 43都道府県 60箇所 46都道府県 64箇所</p> <p>○ 独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「脳科学研究戦略推進プログラム」など、関連の研究開発を着実に推進。</p> <p>○ 障害の予防や根本的治療法等を確立するため、これまで障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究を実施。</p> <p>○ 厚生労働科学研究（こころの健康科学研究事業（平成22年度からは障害者対策総合研究事業として実施））において下記の研究・開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症の病態診断、治療体制構築のための総合的研究（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・高機能広汎性発達障害にみられる反社会的行動の成果の解明と社会支援システムの構築に関する研究（平成16年度～平成18年度）</li> <li>・発達障害者の新しい診断・治療法に関する研究（平成19年度～平成21年度）</li> <li>・思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究（平成19年度～平成21年度）</li> </ul>

分野別施策		関係省庁	推進状況																																												
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期精神病理の疫学と精神疾患の早期介入方策に関する研究（平成19年度～平成21年度）</li> <li>・1歳からの広汎性発達障害の出現とその発達的变化：地域ベースの横断的および縦断的研究（平成20年度～平成22年度）</li> <li>・発達障害者に対する長期的な追跡調査を踏まえ、幼児期から成人期に至る診断等の指針を開発する研究（平成22年度～）</li> </ul>																																												
⑤ 専門職員の養成・確保	174 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、精神保健福祉士及び司法精神医療、児童精神医療等に係る医師、看護師等の養成と適切な配置を図る。	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理学療法科教育の改善充実を図るため、特別支援学校理学療法科担当教員講習会を実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>23人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9人</td> <td>8人</td> <td>9人</td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>○ 教育職員免許法上の「自立教科等の免許状」として、「特別支援学校自立教科教諭免許状（理学療法）」（平成18年度までは「盲学校特殊教科（理学療法）教諭の免許状」）を創設。（平成16年7月～）</li> <li>○ 養成施設については、平成22年度に言語聴覚士養成施設1校の設立を認可。</li> <li>○ 理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設の設備の補助を実施。（平成20年度）</li> <li>○ 理学療法士・作業療法士養成施設の教員や実習施設の実習指導者を対象とした教員等講習会を実施。</li> <li>○ 視能訓練士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習講習会とその補助を実施。（平成21年度まで）</li> <li>○ 都道府県及び厚生労働大臣が認めるものが行う「看護職員専門分野研修事業」について、平成22年度予算を確保。</li> <li>○ 厚生労働科学研究において、小児科若手医師の確保・育成に関する研究を推進。</li> <li>○ 「健やか親子21」において、児童精神医療提供体制の整備のための目標として、子どもの心の問題に対応できる医師や児童精神科医の増加を盛り込んでいる。</li> <li>○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。</li> <li>○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20年度～）。</li> <li>○ 精神保健福祉士の登録状況 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成16年3月末)</td> <td>(平成17年3月末)</td> <td>(平成18年3月末)</td> <td>(平成19年3月末)</td> <td>(平成20年3月末)</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>18,321人</td> <td>21,911人</td> <td>25,950人</td> <td>30,326人</td> <td>34,768人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年3月末)</td> <td>(平成21年3月末)</td> <td>(平成22年3月末)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>39,131人</td> <td>46,002人</td> <td>49,545人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </li> </ul>		(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	参加者数	23人	10人	9人	9人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)			9人	8人	9人			(平成16年3月末)	(平成17年3月末)	(平成18年3月末)	(平成19年3月末)	(平成20年3月末)	登録者数	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人		(平成20年3月末)	(平成21年3月末)	(平成22年3月末)				39,131人	46,002人	49,545人		
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																											
参加者数	23人	10人	9人	9人																																											
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																												
	9人	8人	9人																																												
	(平成16年3月末)	(平成17年3月末)	(平成18年3月末)	(平成19年3月末)	(平成20年3月末)																																										
登録者数	18,321人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人																																										
	(平成20年3月末)	(平成21年3月末)	(平成22年3月末)																																												
	39,131人	46,002人	49,545人																																												

分野別施策	関係省	推進状況
<p>175 地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するための基礎となる専門職員の資質の向上を図る。</p> <p>176 医師等の臨床研修及び生涯教育の充実等を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、言語聴覚士、義肢装具士、視覚障害者生活訓練専門職員、手話通訳士、リハビリテーション体育専門職員の養成を実施。また、国立秩父学園において、知的障害児の保護及び指導の業務に従事する職員その他社会福祉に従事する職員（児童指導員、知的障害者福祉司、社会福祉主事等）の養成を実施。</li> <li>○ 地域精神保健指導者研修事業を実施。（平成16年度より開始。平成18年度は自殺対策企画研修、平成19年度からは自殺総合対策企画研修として実施）</li> <li>○ 介護福祉士、相談援助の専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士の資質の向上を図るため、養成施設の教員等に対し、教育方法等に関する介護教員講習会等を実施するとともに、実習教育の質の向上を図る観点から実施施設の指導者に対し、実習指導者講習会を実施。</li> <li>○ 医師・歯科医師の臨床研修について、研修に必要な運営経費、施設整備費の補助、臨床研修指導医養成講習会・臨床研修指導歯科医講習会の実施などにより推進。</li> <li>○ 歯科医師の臨床研修の必修化。（平成18年度～）</li> <li>○ 医師の臨床研修の必修化を実施。（平成16年度～）</li> </ul>